

## 静岡県告示第475号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の③のエの表島田信用金庫榛原支店の項所在地の欄中「479番地2」を「207番地1」に改め、同表島田信用金庫大井川支店の項所在地の欄中「吉永781番地」を「下江留217番地の3」に改め、同表島田信用金庫菊川支店の項所在地の欄中「223番地の4」を「1446番地」に改める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、次の各号に掲げる改正規定による改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 島田信用金庫榛原支店に係る改正規定 平成29年4月17日
- (2) 島田信用金庫大井川支店に係る改正規定 平成27年5月11日
- (3) 島田信用金庫菊川支店に係る改正規定 平成24年9月15日